

移動等円滑化取組報告書（福祉タクシー車両）

（2025年度）

住 所 東京都北区浮間5-11-15（3F）

事業者名 春駒交通株式会社
代表者名 代表取締役社長 仲 進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 5 の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

（１）移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 福祉タクシー車両を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる福祉 タクシー車両	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
ユニバーサルデ ザインタクシー	2025年3月時点でセダン車両を全車ユニバーサルデザイン 車両に代替え済み（83台中83台）	計画通り実施済み

② 福祉タクシー車両を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
定期点検 教育訓練	・ユニバーサルデザイン車両の機能（スロープ・固定具） の定期的な点検の実施 ・定期的な車椅子乗降の訓練実施。	計画通り実施済み

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、
旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の配置	新人乗務員に対して、ユニバーサルドライバー研修を全員 受講させる。	計画通り実施済み

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
情報提供	ホームページにて高齢者、障害者向けの情報ページを公開	計画通り実施済み

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
乗務員の研修 及び車椅子乗降 実施訓練。	ユニバーサルデザインタクシーに乗務する乗務員は全員、 初乗務前に実車研修を行い、その後も定期的に実車研修を 実施する。（2025年度12回実施予定 ※月1回開催）	計画通り実施済み

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

- 乗降スロープの準備及び設置について、対応・準備時間を短くしてほしいという要望に対して個別訓練を取り入れ訓練を強化した。 - 移動困難者等の利用者から寄せられた声を集約し、関係部署で共有改善を図った。

(3) 報告書の公表方法

春駒交通ホームページにて公表 http://harukoma-taxi.jp

(4) その他

無し

Ⅱ 福祉タクシー車両の移動等円滑化の達成状況

(2024年3月31日現在)

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数					
	計	車椅子対応車数	うち、ユニバーサルデザインタクシー車両数	寝台対応車数	兼用車数	回転シート車数
前年度車両数	83	83	83	0	0	0
年度末車両数	83	83	83	0	0	0

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	×
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	×

(第9号様式)

- 注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項又は第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
2. 車椅子対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
3. ユニバーサルデザインタクシーの台数の欄には、2の車両のうち、移動等円滑化の促進に関する基本方針において移動等円滑化の目標が定められているノンステップバスの基準等を定める告示（平成24年国土交通省告示第257号）第4条第1項の規定に基づき、ユニバーサルデザインタクシーの認定を受けている車両の合計数を記入すること。
4. 寝台対応車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、寝台等を使用している者のみを輸送することができる車両の合計数を記入すること。
5. 兼用車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第1項の基準に適合している車両のうち、車椅子使用者及び寝台等を使用している者のいずれをも輸送することができる車両の合計数を記入すること。
6. 回転シート車数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第45条第2項の基準に適合している車両の合計数を記入すること。
7. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
8. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
9. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。